

1 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表

(1) 調査開始の情報（臨時）の場合

- ◇ 学校にいる場合 ⇒ 続報に注意し，通常通り授業を行う。
- ◆ 校外学習等の場合 ⇒ 安全な場所に集合し，状況に応じて活動を継続するか，帰校するか判断する。

(2) 大規模な地震発生のおそれに関する情報（臨時）の場合

- ① 授業や活動を中止し，学校等活動場所に留め置きとする。
 - ② 解除後も，災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集に努め，全児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。
 - ③ 全児童を安全に下校させようと判断できた場合は，原則，保護者による引き取りを行う。
- ※ 「大規模な地震発生の可能性が高まった状態ではなくなった」との情報にもとづく市教委の対応判断の通知にしたがって対応します。 (児童クラブの子も同様)

(3) 登校途中に発表された場合

- ・ 原則としてそのまま登校し，在校中と同じ対応をする。

(4) 下校途中に発表された場合

- ・ 原則としてそのまま下校するが，保護者不在で危険と判断した場合は登校し，保護者の引き取りを待つ。

2 豊橋市に暴風警報・暴風雪警報等が発令された場合

(1) 登校前に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

- ア 午前6時00分までに解除されたときは，平常授業を行う。
- イ 午前6時00分を過ぎても解除されないときは，当日の授業は行わない。

(2) 登校後に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

- e メッセージで，次の内容を発信する。
- ・ 原則として授業を中止し，すみやかに通学団下校をする。
 - ・ 学校待機の要望が保護者から出されている児童は，体育館で保護者の迎えを待つ。
 - ・ 児童クラブに在籍する子は児童クラブで保護者の迎えを待つ。

(3) 登校前に「大雨警報」，「洪水警報」，「雷注意報」，「大雪警報」などが発令された場合

- ・ 原則として，平常通りの授業を行う。
- ・ 悪天候のため，登校が危険と判断された場合は（保護者判断），自宅又は最寄りの家庭で待機する。この場合，学校到着が遅れても，遅刻扱いしない。（通学班の班長または待機家庭からこのことを学校へ連絡すること）

- (4) 登校後に「大雨警報」、「洪水警報」、「雷注意報」などが発令された場合
- ・ 原則として、平常通りの授業を行う。
 - ・ 情報および天候から判断し、安全に下校できる場合は、通学団下校をさせる。(体育館シューズをはき、くつや傘を持って通学団教室に集合してから、通学団下校する。)
 - ・ 下校時刻を過ぎても、安全に下校できないときは、引き取り下校とする。(体育館待機)
 - ・ 児童クラブに在籍する子は児童クラブで保護者の迎えを待つ。
- (5) 校区内の一部地区に「避難指示」「避難勧告」が発令されている場合
- ・ 原則として、平常通りの授業を行う。
 - ・ 該当地区の保護者・児童は避難情報に従って避難し、解除されたら保護者が学校に送り届ける。その場合、出席簿上は遅刻としない。
 - ・ 登下校に危険があると思われるときは、安全が確認されるまで、保護者の判断により自宅で待機し、学校に連絡を入れる。

3 豊橋市に特別警報が発令された場合

- (1) 登校前に「特別警報」が発令されている場合
- ・ 原則として、暴風警報・暴風雪警報が発令された場合(1)(2)と同じ対応をする。
- (2) 登校後に「特別警報」が発令された場合
- ① 即刻、授業は中止し、児童の安全を確保する。
(基本は、各教室にて児童を留め置く。状況により、体育館・運動場の場合もある。)
 - ② 特別警報が解除されたら、eメッセージにて保護者に引き取りの要請をする。
 - ・ 保護者の迎えがあった児童は、名簿で確認して引き渡し下校する。
 - ・ 保護者の確認ができない児童については、確認ができるまで学校で待機する。
 - ・ 児童クラブに在籍する子は児童クラブで保護者の迎えを待つ。

4 弾道ミサイルが発射された場合の対応

- (1) 登校前に発表された場合
- 家庭で待機する。
 - 避難行動解除情報の確認ができ次第、学校からメール配信等で連絡をする。
(登校時間は、解除後約1時間後をめぐとする。)
- (2) 在校中に発表された場合
- 速やかに校舎内に避難し、教室のカーテンを閉め、できるだけ窓から離れてしゃがみ、頭部を守るよう指示を出す。
 - 避難解除の指示があるまで避難行動をとる。

※ いずれの場合も、校長判断によるeメッセージを優先する。
(eメッセージ未登録家庭には電話で連絡をする。)